

箕面市教育・保育等給付費管理システム保守業務委託 仕様書（案）

1. 業務名称

箕面市教育・保育等給付費管理システム保守業務委託

2. 履行場所

箕面市子ども未来創造局保育幼稚園利用室及びその他、本市が指定する場所

3. 履行期間

令和7年3月1日から令和9年2月28日（24か月）

4. 支払い方法

本業務にかかる費用については、給付管理システム（以下「システム」という。）構築完了後の一括前払いとする。

5. 業務の内容

システムの運用保守

6. 想定対象施設数等

施設種別	令和7年4月1日見込み
民間保育園	27
民間認定こども園	6
民間小規模保育施設（地域型保育事業所）	6
事業所内保育施設（地域型保育事業所）	4
合計	43

7. 稼働時間

システムの稼働時間は24時間365日とする。ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要な場合は、システム上で事前に通知を行うこと。

8. ヘルプデスク

- （1）本市職員及び施設職員からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。
- （2）ヘルプデスクへの問い合わせは、年末年始を除く平日9時から18時において受け付けること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日までとする。なお、問い合わせが多く発生する時期等を踏まえて、必要なヘルプデスクの態勢を整備・構築すること。
- （3）電子メールによる問い合わせにも対応すること。
- （4）電子メールでの問い合わせは24時間受付とすること。ただし、受付内容への一時回答は翌営業日までとする。

9. 障害対応

- （1）障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- （2）障害が発生した場合には速やかに本市へ報告し、早期復旧を図ること。

- (3) 管理するデータが消失しないようバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

10. システム保守

- (1) 機能改善等のバージョンアップがある場合は、事前に通知した上で行うこと。
- (2) OS や Web ブラウザのバージョンアップには適宜対応すること。
- (3) 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと。
- (4) 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- (5) 公定価格や法制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い制度変更に対応すること。実装期間については、単価更新等、軽微なものは単価確定から1か月以内とし、それ以上の開発作業が発生する場合は別途対応方針や期間を協議の上、決定するものとする。

11. アクセス監視

アクセスログをユーザーIDごとに保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログを開示すること。

12. プロジェクト管理

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、業務責任者を配置し、責任者としてプロジェクト全体を十分に管理すること。
- (2) 契約締結後、速やかに実施計画書、実施体制図及び実施スケジュール管理表を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 実施計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理、品質管理状況等の管理を行うとともに、本市に適宜、報告すること。
- (4) 報告は必要に応じて、オンライン会議の利用も考慮すること。
- (5) プロジェクトの進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに本市に報告し、対応方針について協議すること。

13. 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。

14. 個人情報の保護

- (1) 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、「個人情報の保護に関する法律」及び別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 受託者は本市の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して本業務を実施すること。

15. 本業務終了時のデータの取扱い

本業務が終了する際には、本市がシステムに登録したデータについて、可読性の高い CSV 形式等で出力し、本市に納入すること。また本市がシステムに登録した画像データや PDF ファイル等も登録時のファイルを本市に納入すること。なお、出力するデータの対象や範囲については、本市と受託者の協議の上、決定することとする。

16. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、必要事項を書面をもって本市に通知し、本市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。また、知り得た機器構成の内容、本市のシステムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。
- (3) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。なお、その際に受託者において議事録を作成し、本市の承認を得ること。

以上